

## ～ 「東京都食品安全推進計画の考え方」(中間のまとめ) ～

「東京都食品安全推進計画の考え方」を検討している東京都食品安全審議会が中間の取りまとめを行い、それについて都民、事業者の皆さんからの意見を募集しました(平成16年10月26日(火曜日)から11月12日(金曜日)まで)。

推進計画は、中間のまとめをもとに都民・事業者など関係者の意見を踏まえ、本年度中に審議会でする更新の検討を進め策定する予定です。

### 中間のまとめの主なポイント

< 施策体系：「3つの柱」とそれを支える「基盤づくり」 >

事業者責任による安全な食品の供給

- ・ 食品を供給するすべての事業者による安全確保に向けた取組  
生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止
- ・ 生産から消費に至るすべての段階での科学的知見に基づく未然防止策や事故発生時の拡大防止策の適切な実施
- 関係者による相互理解と協力の推進
- ・ 行政による監視や事業者の取組だけでなく、都民も正確な情報に基づき合理的な商品選択を行うなど、それぞれの取組の相互理解と協力の推進
- 安全を確保する施策の基盤づくり
- ・ 施策の基盤となる調査研究・技術開発や、国・他自治体との連携

< 重点課題を解決する施策：「戦略的プラン」 >

安全な食品と安心を供給するプラン

事業者の自主的な取組を推進し、その努力が評価され社会的信頼が得られるよう「食品衛生自主管理認証制度」の充実などを促進

悪影響の芽をキャッチし安全を先取りするプラン

科学的知見に基づく未然防止策を進めるため、各種情報を収集し「食品安全情報レポート」の公表、「食品安全情報評価委員会」による科学的な評価を実施  
広域・大規模に流通する「輸入食品」や健康被害事例が報告されている「いわゆる健康食品」への取組を充実 など

安全をみんなで考え創設するプラン

安全に関する共通認識を醸成するリスクコミュニケーションの先進的な取組  
事業者による法を遵守した表示を推進し、都民と安全に関する情報を共有するため、適正表示推進の核となる人材の育成など「適正な食品表示」を推進

# 食品安全推進計画の考え方（中間のまとめ）（概要）

## 第1 計画策定にあたっての考え方

### 1 計画策定にあたっての視点

本計画は、食品の安全確保に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、次のような視点が必要であると考えます。

食に対する信頼を高めるための施策の充実

自治体レベルでの施策の強化・充実を進め、都民の不安・不信を解消するとともに、都民に身近な行政機関として食品の安全に関する情報提供や関係者との意見交換など、都民の信頼を得られる施策を実施

東京の地域特性に応じた施策の展開

食品の大消費地、食品流通の拠点及び情報の発信地としての特性を踏まえた施策を展開

多様な課題に対応する効果的な施策の推進

多様化する課題に的確に対応する効果的な施策を実施。また、施策の進捗状況の把握、定期的な見直しにより施策を効果的に推進

### 2 計画で明らかにすべき事項

次の事項について都民に分かりやすい内容で、明らかにすることが必要である。

食品の安全確保に係る現状と課題

東京の地域特性を踏まえ、食品の安全確保を進めるうえでの課題を明らかにする。

施策の総合的な体系

課題の解決に向けて、都が実施する施策の総合的な体系を明らかにする。

重点的・優先的に取り組むべき事項

都が実施する施策のうち、重点的・優先的に取り組むべき事項を明らかにする

計画の検証

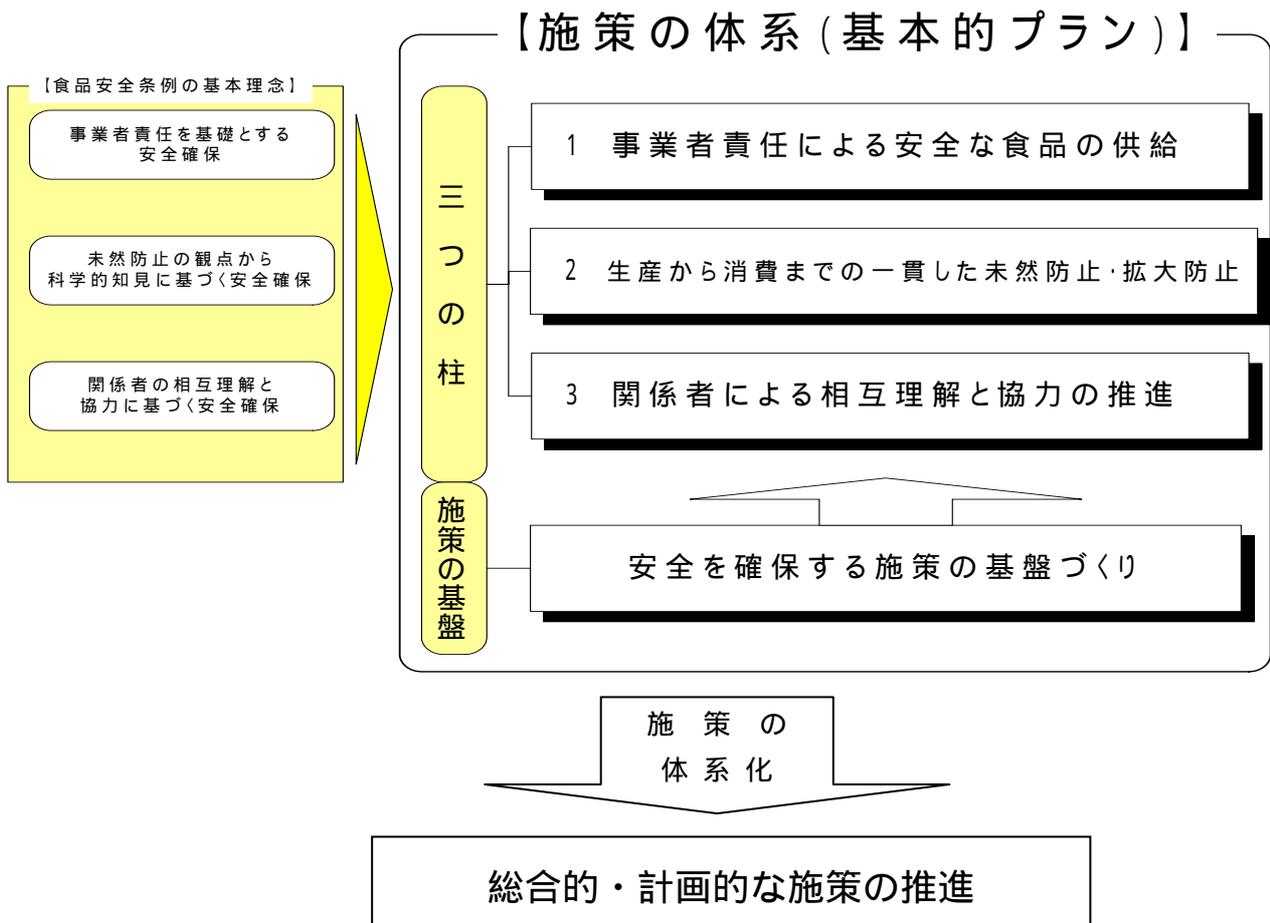
都民や事業者の意見を反映し、施策の効果的な実施を図るため、施策の進捗状況や効果の検証に係る手続きを明らかにする

### 3 計画の期間

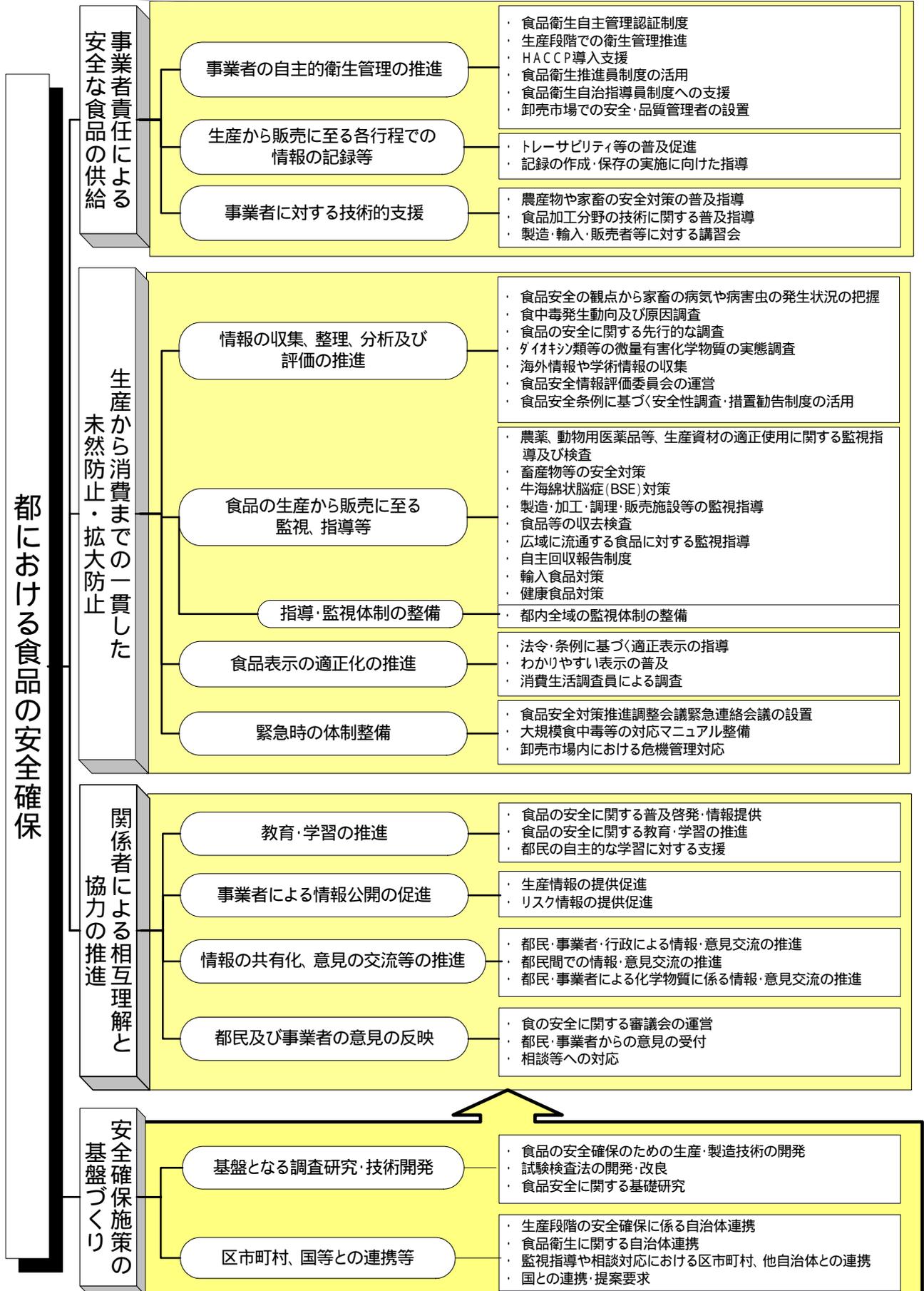
本計画は、施策の中期的な方向性を具体的に示すものであることから、期間を5年間とするべきである。

## 第2 都における食品の安全確保施策の体系（基本的プラン）

施策の総合的な推進を図るため、食品安全条例の基本理念を踏まえた「3つの柱」とそれを支える「基盤」という体系の下に施策を位置づけ、都が今後進めるべき基本的な施策の全体像（別紙「食品安全確保施策の総合的な体系」）を明示するべき。



# 食品安全確保施策の総合的な体系



### 第3 重点的・優先的に取組むべき事項（戦略的プラン）

「リスク分析」の考え方や食品安全条例に示されている方向性に照らして、現状の課題を分析すると、事業者による自主的な取組の促進と都民の信頼確立、未然防止、拡大防止に力点を置いた施策の充実、食品の安全についての共通認識の醸成が都における当面の重点課題であると考えられる。

本計画では、こうした重点課題を効果的に解決するための対策を「戦略的プラン」と位置づけ、今後、5年間で取組むべき具体的な計画を策定し、積極的に推進していくことが必要であると考えられる。

#### 1 現状を踏まえた重点課題

##### 事業者の自主的な取組の促進と都民の信頼確立

衛生水準と事業者の社会的信頼の向上

自主管理による衛生管理の向上と、事業者の努力が客観的に評価され、信頼が得られるような施策の推進が必要

都民の安全・安心の実感

都民が安全・安心を実感できよう、生産情報などを積極的に提供しようとする事業者を都民が容易に知ることができる制度の普及が必要

##### 未然防止、拡大防止に力点を置いた施策の充実

的確な情報収集と適切な対応

健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品の安全に関する情報の収集、評価、分析及び評価結果の施策への反映が必要。

顕在化しているリスクへの迅速な対応

食品による大規模な事件、事故等が発生した場合に迅速に対応できる体制が必要。また、いわゆる健康食品など、健康被害が報告されリスクが顕在化しているものの安全対策を講じていくことが必要。

効果的な検査、監視等の実施

輸入食品の増加や規制強化による検査、監視等の対象が増加する中で、農産物の残留農薬基準の改正（ポジティブリスト化）に対応した検査の実施や、農林水産物の生産段階における安全確保対策の充実など効果的な施策の実施が必要

##### 食品の安全についての共通認識の醸成

食の安全に対する理解の推進

都民一人ひとりが、食の安全について正しく理解し、考えることができるよう学習、普及啓発などの充実が必要

情報の共有化促進

関係者の相互理解の推進の観点から、情報の共有化の促進が必要。

共通認識と合意形成の推進

関係者間で相互に情報や意見の交流を行い、共通認識や施策に対する合意形成を図っていくことが必要

## 2 戦略的プラン

### 安全な食品と安心を供給するプラン

#### プラン1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実

- ・ 対象業種（H16.8 現在で豆腐製造施設、集団給食施設、弁当・惣菜製造施設）の拡大
- ・ 事業者、都民への制度の周知、普及
- ・ 認証を行う指定審査事業者への指導徹底

#### プラン2 東京都生産情報提供食品事業者登録事業の促進

- ・ 登録事業者数（H16.8 現在で 279 事業者）の拡大
- ・ 事業者、都民への周知、普及
- ・ 他団体及び関東近県で実施されている同種事業との相互承認

### 悪影響の芽をキャッチし安全を先取りするプラン

#### プラン3 食品の安全に関する情報の収集、評価及び施策への反映

- ・ 収集された情報を「食品安全情報レポート」として定期的に公表
- ・ 調査研究の推進
- ・ 東京都食品安全情報評価委員会により、収集された情報の科学的評価の実施
- ・ 評価委員会での評価を踏まえ、未然防止に必要な施策の実施。また、必要に応じて食品安全条例に基づく「安全性調査」の実施。

#### プラン4 全庁的な危機管理体制の強化

- ・ 大規模な事件、事故発生時の対応マニュアルの整備
- ・ 新たな危害や社会状況の変化に応じたマニュアルの見直し

#### プラン5 輸入食品の安全確保対策の充実

- ・ 輸入食品専門監視班による監視指導の実施
- ・ 放射線照射食品の検査法開発など、諸外国での情報に基づく監視指導の実施

#### プラン6 農産物の生産段階における指導の充実

- ・ HACCPの考え方を取り入れた農産物生産方法の指針の作成

#### プラン7 効果的な検査、監視指導の実施

- ・ 輸入食品をはじめ使用されている農薬など生産情報の収集
- ・ 生産情報に基づく効果的な検査、監視等の実施

#### プラン8 いわゆる健康食品の安全対策の充実

- ・ 試買調査による法令違反品などの摘発、排除
- ・ 調査結果や健康被害の発生状況などの都民への情報提供
- ・ 講習会を通じた事業者への法令等の周知

### 安全をみんなで考え創設するプラン

#### プラン9 リスクコミュニケーションの推進

- ・ 都におけるリスクコミュニケーションのあり方の検討
- ・ 検討結果を踏まえ、パイロット事業の実施

#### プラン10 食品の安全に関する「食育」の推進

- ・ 関係各局の連携により、地域・学校・家庭での食品の安全に関する食育の推進

#### プラン11 情報共有化の観点から「適正な食品表示の推進」

- ・ 事業施設で適正表示推進の核となる人材の育成
- ・ 都民へ食品表示の意味・意義に関する普及啓発

## 第4 計画の実現に向けて

### 1 施策の推進体制

- ・ 関係局により構成される「食品安全対策推進調整会議」により、関係部局が相互連携を図りながら施策を推進すべき。
- ・ 食品安全審議会において、都民・事業者・学識経験者など様々な立場からの意見提言を受け、施策へ反映すべき。
- ・ 食品安全情報評価委員会における科学的評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進するべき。

### 2 計画の推進と検証

- ・ 戦略的プランについて進捗状況を把握、点検すべき
- ・ 進捗状況は食品審議会へ報告。また、中間年度には都民へ広く公表すべき。
- ・ 5年後に次期計画を策定するが、改定が必要となった場合には食品安全条例に基づく所要の手続きを行うべき。